

事業計画（青森県三沢市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 12 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入し、9 月 28 日までに仮置場への搬入を完了した。その他の災害廃棄物の仮置場への搬入は平成 24 年 1 月 31 日までに完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 1 月 31 日までに完了している。
- ④ また、中間処理・最終処分については、平成 24 年 3 月 14 日までに完了している。

事業計画（青森県八戸市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 169 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 災害廃棄物については、平成 23 年 12 月 27 日までに仮置場への搬入を概ね完了したが、一部の自己解体廃棄物については、想定より量が多く、平成 24 年 5 月を目途に仮置場への搬入を完了させる。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月 16 日までに搬入を完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分について、腐敗性等がある廃棄物を処分する目途は平成 25 年 3 月。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(青森県三沢市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
災害廃棄物の仮置場への移動	(その他の災害廃棄物)																
中間処理・最終処分	(中間処理・最終処分)																
中間処理・最終処分	(木くず、コンクリートくずの再生利用)																

工程表(青森県八戸市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	→ (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	→ (その他の災害廃棄物)																
									(中間処理・最終処分)								
									(処分・再生利用)								

事業計画（岩手県洋野町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 15 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 8 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 25 年 9 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県久慈市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 96 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 10 月までに概ね完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県野田村）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 140 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 6 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに概ね完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県普代村）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 19 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 8 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに概ね完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県田野畑村）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 86 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 9 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに概ね完了した。

損壊した公物の解体（漁業集落排水施設）により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、処理機能を備える代替施設が完成するまでの間、簡易処理施設として使用するため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県岩泉町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 42 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 住民が生活していた場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物は仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 7 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県宮古市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 715 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 9 月までに完了した。なお、平成 24 年 3 月末現在、全ての災害廃棄物の 90%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、建物基礎の撤去を含め平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており、解体設計に時間を要するため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県山田町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 399 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。平成 24 年 3 月末現在、全ての災害廃棄物の 99%の仮置場への移動を完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、隣接者との境界確定に時間を要し、建物基礎の撤去が早期に行えないため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県大槌町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（709 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年 3 月までに完了した。

震災から 1 年が経過したことにより、塩害による立木の立ち枯れが多く発生しているため、これらの除去及び水路暗渠部の津波堆積物の除去等について、平成 24 年 10 月末を目途に完了させる。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までに概ね完了している。

しかし、平成 24 年 3 月までに所有者の意向が固まらなかった損壊家屋が残存していること及び家屋解体後の基礎部について、隣接者との境界確定に時間を要するため平成 25 年 9 月末を目途に完了させる。

損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており、解体設計に時間を要するため、平成 25 年 3 月までを目標に作業をすすめている。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県釜石市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（762 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は、解体により生じるものを除いて 100%完了した。なお、平成 24 年 3 月末現在、全ての災害廃棄物の 50%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており件数も多く、解体設計に時間を要するため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県大船渡市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（756 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 12 月までに概ね搬入した。なお、平成 24 年 3 月末現在、全ての災害廃棄物の 95%の仮置場への移動を完了した。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 12 月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており、解体設計に時間を要するため、平成 24 年 12 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（岩手県陸前高田市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（1,016千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成24年3月までを目途に概ね完了した。なお、平成24年3月末現在、全ての災害廃棄物の92%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までに概ね完了した。

損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており件数も多く、解体設計に時間を要するため、平成24年10月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県洋野町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の 仮置場への移動	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	 (その他の災害廃棄物)																
中間処理・ 最終処分																	
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(岩手県久慈市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	<div style="display: flex; align-items: flex-start; padding-left: 10px;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> (その他の災害廃棄物) </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> (中間処理・最終処分) </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div> </div>																

工程表(岩手県野田村)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)								(その他の災害廃棄物)								
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(岩手県普代村)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div>																
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (その他の災害廃棄物) </div>																
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (中間処理・最終処分) </div>																
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div>																

工程表(岩手県田野畑村)

	H23				H24				H25				H26				H27以降															
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月																
災害廃棄物の処理																																
																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)															
																	(その他の災害廃棄物)															
																	(中間処理・最終処分)												(木くず、コンクリートくずの再生利用)			

工程表(岩手県岩泉町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)												(木くず、コンクリートくずの再生利用)				

工程表(岩手県宮古市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(損壊家屋等の仮置場への移動)																
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(岩手県山田町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	

工程表(岩手県大槌町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降							
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月								
災害廃棄物の処理																								
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)								(その他の災害廃棄物)								(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)			

工程表(岩手県釜石市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降															
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月																
災害廃棄物の処理																																
																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)											
																	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)							

工程表(岩手県大船渡市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> (その他の災害廃棄物) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 500px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> (中間処理・最終処分) </div>																

工程表(岩手県陸前高田市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				

事業計画（宮城県気仙沼市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び建物の倒壊等により膨大な量（1,367千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年12月までを目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成25年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県南三陸町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び建物の倒壊等により膨大な量（560千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年7月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年5月までを目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の58%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成24年12月までを目途に完了させる。
鉄筋コンクリート造については、県に委託し平成25年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県石巻市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（6,163千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は浸水状態である農地内災害廃棄物、重機作業が困難な場所の海中災害廃棄物等の撤去が必要となるため、その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成25年3月までを目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の49%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を要する棟数が膨大なため平成25年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県女川町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（444千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年6月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成24年3月までに完了した。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の65%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成24年7月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成25年3月末までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県東松島市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（1,657千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年7月までに仮置場へ概ね搬入した。津波や越流により市街地の約6割が浸水し、家財・家電製品及び津波堆積物が膨大に発生した。また地震により市街地沿岸部の地盤沈下等も確認されており、重機作業の困難箇所も多くあるため、災害廃棄物の仮置場への移動を平成25年3月までを目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の73%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を要する棟数が膨大なため、平成25年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、緊急性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県松島町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（43千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、鉄筋コンクリート造の建物の解体に時間を要するため、平成 24 年 12 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県利府町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（15千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 24 年 9 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県塩竈市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（251千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物（新浜公園仮置場）については、平成24年3月までに分別を行い「中倉埋立処分場仮置場」及び「越の浦仮置場」へ全て搬入した。港湾岸壁及び沿岸部の魚市場等も津波により海へ流出したことで、浅海養殖場等に災害廃棄物等が流入し、海中の災害廃棄物が膨大になっている。離島でも本島側の沿岸部の2割が浸水しており、農地等にも流入した災害廃棄物撤去も未着手状態である。またこの地域は入組んだ湾状の地形であり、効率的な作業が難しいため、災害廃棄物の仮置場への移動を平成25年3月までを目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年9月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県七ヶ浜町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（333千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年6月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は損壊家屋等解体以外の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年6月を目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、損壊家屋等解体以外の災害廃棄物は99%仮置場への移動を完了している。損壊家屋等解体を含めた全ての災害廃棄物は79%仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を平成24年12月を目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県多賀城市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（550千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年6月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年7月までを目途に完了させる。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の66%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、鉄筋コンクリート造の建物の解体に時間を要するため、平成24年5月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体については、解体の設計に時間を要しており、平成24年9月を目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県仙台市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（1,352千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年7月までに仮置場へ概ね搬入を完了した。損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を除き、その他の災害廃棄物の仮置場への移動は、平成23年12月までに完了した。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の97%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体を要する棟数が膨大なこと等から平成25年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県名取市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（636千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までに完了した。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、全ての災害廃棄物の 99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 4 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県岩沼市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（520千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までに完了した。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、全ての災害廃棄物の 99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 1 2 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県亘理町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（1,267千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成24年3月までに完了した。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体については、平成24年3月までに完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（宮城県山元町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（533千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は、その他の災害廃棄物について、農地が浸水域の 76%と広大であり、農業排水施設も被災していることから、津波により流入した海水等の排水が滞り、効率的な作業が進んでいないため、農地災害廃棄物及び津波堆積物等の撤去に時間を要しており、災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、全ての災害廃棄物の 98%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動の完了見込み時期については現在、解体申請のある約 1,800 棟のうち半数以上が未着手であること及び公共建物の解体に日数を要することから平成 26 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。



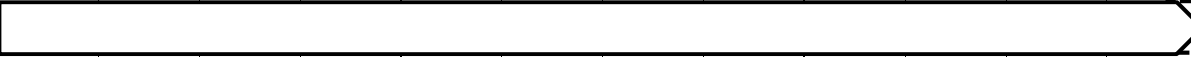

工程表(宮城県気仙沼市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				

工程表(宮城県南三陸町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降															
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月																
災害廃棄物の処理																																
																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)															
																					(その他の災害廃棄物)											
																													(木くず、コンクリートくずの再生利用)			

工程表(宮城県石巻市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				 (その他の災害廃棄物)												
中間処理・最終処分	 (中間処理・最終処分)								 (木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(宮城県女川町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				(中間処理・最終処分)				

工程表(宮城県東松島市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	

工程表(宮城県松島町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				(中間処理・最終処分)				

工程表(宮城県利府町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降															
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月																
災害廃棄物の処理																																
																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)											
																	(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)											

工程表(宮城県塩竈市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降															
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月																
災害廃棄物の処理																																
																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				(中間処理・最終処分)			

工程表(宮城県七ヶ浜町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				(中間処理・最終処分)				

工程表(宮城県多賀城市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)												
													(木くず、コンクリートくずの再生利用)				
													(中間処理・最終処分)				

工程表(宮城県仙台市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降															
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月																
災害廃棄物の処理																																
																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)															
																					(その他の災害廃棄物)											
																									(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)			

工程表(宮城県名取市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ (その他の災害廃棄物) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ (中間処理・最終処分) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div> </div>																

工程表(宮城県岩沼市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
			(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)														
				(その他の災害廃棄物)													
			(中間処理・最終処分)														
													(木くず、コンクリートくずの再生利用)				

工程表(宮城県亘理町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
					(その他の災害廃棄物)												
	(中間処理・最終処分)												(木くず、コンクリートくずの再生利用)				

工程表(宮城県山元町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> (その他の災害廃棄物) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> (中間処理・最終処分) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div> </div>																

事業計画（福島県新地町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 94 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。また、その他の災害廃棄物の仮置場への移動についても概ね完了している。（損壊家屋等の解体から生じる災害廃棄物以外）
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までを目途に完了予定ではあったが、想定以上に工期がかかることになり、平成 24 年 9 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第 4 条第 1 項に基づき国への代行申請により、廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（福島県相馬市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（254 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までにほぼ完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 12 月までを目途に完了させる。
なお、損壊した公物についても平成 24 年 12 月までに解体する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（福島県南相馬市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（640 千トン）の災害廃棄物が発生。
 - ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は、一部地域で仮置場の設置に対する住民の理解が得られないため時間を要することから、その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
なお、平成 24 年 3 月末現在、全ての災害廃棄物の 78%の仮置場への移動を完了している。
 - ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、仮置場の確保に時間を要しているため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ※ 警戒区域については未定。
- ④ また、中間処理・最終処分について、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処理を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（福島県広野町）

1. 災害廃棄物の処理

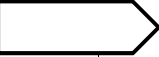
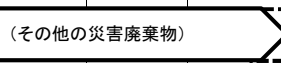
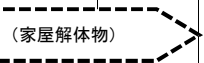

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（36千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年7月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年9月までを目途に完了させる。なお、平成24年3月末現在、全ての災害廃棄物の60%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体家屋の所有者との意思確認がなかなか取れないため、当初計画よりずれ込み平成24年9月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（福島県いわき市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 本市では、東日本大震災により全長 60km に渡る海岸線が大津波により被害を受け、大量の流出ガレキが発生した。
また、内陸部においても、本震及びその後の度重なる余震により被害が拡大し、家屋の損壊等による大量の廃棄物が発生した。
これら本市における災害廃棄物の発生量は、全体で約 70.2 万 t と試算している。
- ② 災害廃棄物を出来るだけ早く撤去し、生活環境の保全を図るため、これまでに市内 19 か所に災害廃棄物仮置場を設置し、ガレキ等の集積を進めており、平成 24 年 3 月末までに仮置場に集積した災害廃棄物の総量は約 53.5 万 t、発生量全体の約 76% となっている。
住民が生活している場所の近くに流出・飛散した災害廃棄物については、平成 23 年 7 月末までに、その他家庭等で発生した発生した災害廃棄物については、平成 24 年 3 月末までに概ね仮置場への集積が完了し、今後は、損壊した家屋等の解体撤去に伴うガレキ等の集積を、平成 25 年 3 月末までを目途に進めていく。
- ③ 震災に伴い損壊し解体撤去を必要とする家屋等は、平成 24 年 3 月末までに約 8,600 棟生じており、うち 4,100 棟をこれまでに解体撤去し、今後、残り約 4,500 棟の家屋等の解体撤去が必要となっている。
これらの家屋等の解体撤去については、平成 25 年 3 月末までを目途に進めていく。
- ④ 災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量を可能な限り減らすため、再生利用を進めることを基本とし、放射性物質のクリアランスレベルを確保したうえで順次処理を進めている。
平成 24 年 3 月末までに処理した災害廃棄物の量は約 10.3 万 t で、発生量全体の約 15% となっている。
今後も引続き再生利用を中心に、焼却、埋立処分も進め、平成 26 年 3 月までを目途として出来るだけ早期に災害廃棄物の処理が完了するよう努めていく。

工程表(福島県新地町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物) 				(家屋解体物) 												
中間処理・最終処分																	
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(福島県相馬市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
					(その他の災害廃棄物)												
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(福島県南相馬市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
8. 災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)																
	(木くず、コンクリートくずの再生利用)																

工程表(福島県広野町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)				

工程表(福島県いわき市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(生活環境に支障が生じうる災害廃棄物の仮置場への移動)				(その他の災害廃棄物(家屋等解体分は除く)の仮置場への移動)				(損壊家屋等の解体撤去に伴う災害廃棄物の仮置場への移動)				(中間処理・最終処分)				

事業計画（茨城県北茨城市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震及び大規模な津波等により膨大な量（約 120 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月末までに仮置場へ搬入しており、現在は、処分場へ搬入して処分を開始している。
今後発生する災害廃棄物については、（仮置場を閉鎖しているため）随時、処分場へ搬入する。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の移動及びその処分については、平成 25 年 3 月までを目途とする。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 25 年 3 月までに処分をするが、瓦等など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。

事業計画（茨城県高萩市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震により家屋等が損壊し膨大な量（約 50 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が居住している宅地内の災害廃棄物については、平成 23 年 12 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 12 月までを目途に完了する。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く）の解体の対象の建築物がある。損壊した公物の解体については、平成 24 年 3 月末までを目途に完了する。なお、平成 24 年 3 月末までに完了できない大規模な建物については、解体設計に時間を要するため平成 25 年 3 月までを目途に完了する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処理を完了する。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（茨城県日立市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震や大規模な津波により膨大な量（約 63 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 災害廃棄物は、平成 24 年 2 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。その後、瓦など搬入が完了しない災害廃棄物については、平成 24 年 9 月までに最終処分場に直接搬入する。
- ③ 市が行う損壊家屋等の解体対象建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、平成 24 年 9 月までを目途として処分を行う。

事業計画（茨城県ひたちなか市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 25 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。また、その他の災害廃棄物についても、平成 23 年 9 月までに仮置場への移動を完了している。
- ③ 公共物等解体の対象の建築物については、繰越で 24 年度に行う。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 24 年 3 月までに処分をするが、解体家屋の瓦など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月を目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（茨城県大洗町）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 13 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を含め、震災により発生した災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場への搬入を終え、処理も完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物についても、平成 23 年 6 月までに解体及び仮置場への搬入を終え、処理が完了している。
- ④ 11 月 8 日現在で未処理となっている災害廃棄物は、海上、海中に漂流している船舶等だけであり、平成 24 年 1 月末までにすべての災害廃棄物の処理を完了させる見込みである。

事業計画（茨城県鹿嶋市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 50 千トン）の災害廃棄物が発生する見込み。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。また、その他の災害廃棄物は、現在受入れ中の瓦等の廃棄物を除くと、平成 23 年 9 月までに、仮置場に搬入された廃棄物を概ね処理した。よって、11 月 8 日現在、災害廃棄物残渣物の処理を残しているものの、ほとんどの災害廃棄物について処理を完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体の対象の建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 24 年 3 月までに処分をするが、解体家屋の瓦など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月を目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

事業計画（茨城県神栖市）


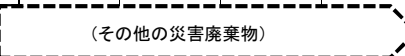
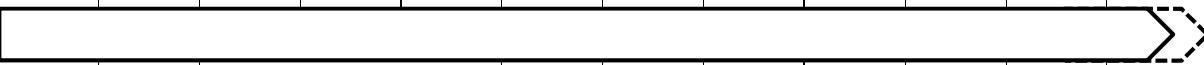
1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 21 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。ただし、瓦、コンクリート、石膏ボード、サイディングボード、津波漂着物、液状化土砂は現在も受け入れを行っているため、それらに関する受け入れの期限は 10 月 27 日現在未定である。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く）の解体の対象の建築物はない。
損壊した公物の解体については、平成 23 年度は液状化等による道路等の整備事業を優先する必要がある、解体等に必要となる人員の確保が困難であることから、平成 24 年度に必要な人員を確保した上で解体事業に着手し、遅くとも平成 24 年 12 月までに解体を完了する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、瓦、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。



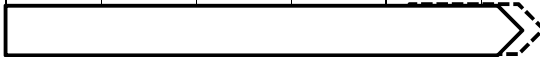
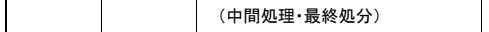
工程表(茨城県北茨城市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	<p>(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</p> <p>(その他の災害廃棄物)</p>																
	<p>(中間処理・最終処分)</p>								<p>(木くず、コンクリートくずの再生利用)</p>								

工程表(茨城県高萩市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				 (その他の災害廃棄物)												
中間処理・最終処分																	
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(茨城県日立市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
災害廃棄物の処理	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				 (その他の災害廃棄物)				 (木くず、コンクリートくずの再生利用)				 (中間処理・最終処分)							

工程表(茨城県ひたちなか市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(茨城県大洗町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 災害廃棄物の処理																	
	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	 (その他の災害廃棄物)																
	 (中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(茨城県鹿嶋市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(茨城県神栖市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 100px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 150px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (その他の災害廃棄物) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 500px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> (中間処理・最終処分) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 400px; height: 15px; border: 1px dashed black; margin-right: 5px;"></div> (木くず、コンクリートくずの再生利用) </div>																

事業計画（千葉県旭市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 79 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 災害廃棄物については、平成 24 年 4 月 4 日現在、概ね仮置場へ搬入完了。
また、液状化等で損壊した住宅の解体・修繕に伴う廃材に限り、仮置場で受け入れている。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体の対象の建築物は、一部市内に残存する。損壊した公物の解体の対象の建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 25 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについても同様に処分を行う。

事業計画（千葉県山武市）

1. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約3千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 災害廃棄物については、平成23年6月までに仮置場への搬入は完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体の対象の建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分し、平成23年9月までに処分を完了した。

工程表(千葉県旭市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)												
	撤去必要なその他の災害廃棄物なし																
中間処理・最終処分					(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)								

工程表(千葉県山武市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> </div> <div style="text-align: center;">(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">撤去必要なその他の災害廃棄物なし</div> <div style="text-align: center;">(その他の災害廃棄物)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> </div> <div style="text-align: center;">(中間処理・最終処分) 木くず、コンクリートくずの再生利用</div> </div>																